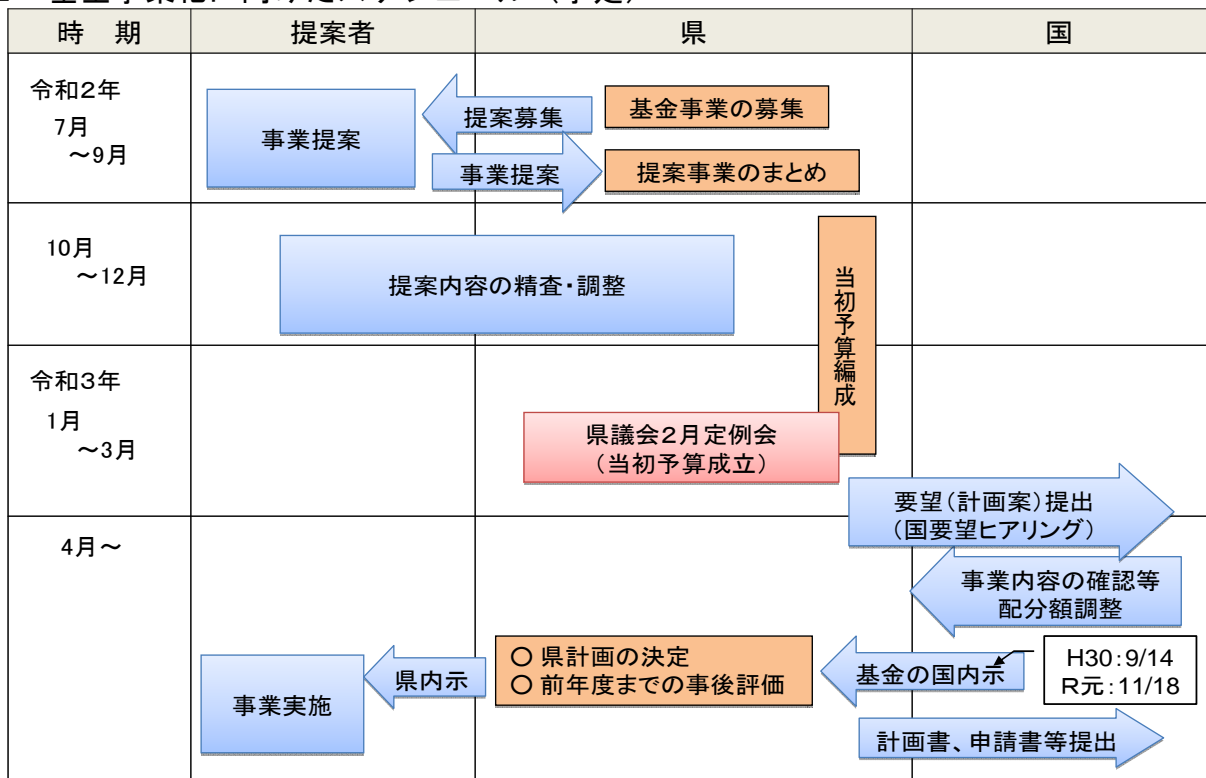


## 地域医療介護総合確保基金（医療分）

### 1 基金の概要

名 称	静岡県地域医療介護総合確保基金（H26年条例制定）
趣旨等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題</li> <li>⇒ 消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として都道府県に基金設置</li> <li>・ 都道府県計画を作成し、この計画に基づいて事業を実施</li> </ul>
負担割合	国 2 / 3、都道府県 1 / 3（法定負担率）
国予算（億円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2,018億円（公費ベース） → うち、医療分1,194億円（対前年比160億円増）</li> <li>・ 区分Ⅰ：560（▲10）、区分Ⅱ・Ⅳ：491（+27）、区分Ⅵ：143（新規）</li> </ul>

### 2 基金事業化に向けたスケジュール（予定）



### 3 事業提案で留意いただきたい事項

目 的	基金の目的（医療と介護の総合的な確保）や各区分の趣旨（Ⅰ：地域医療構想の達成、Ⅱ：在宅医療の推進、Ⅳ：医療従事者の確保）につながる提案をすること。 ※新規区分Ⅵ（勤務医の働き方改革）は、詳細がわかり次第別途対応
財 源	診療報酬や他の補助金等で措置されているものを基金事業の対象とすることは不可であること。
公 共 性	個別の医療機関等の機能強化ではなく、全県や圏域・地域の医療ニーズを捉えた、公共性の高い事業であること。
事業効果	事後評価の検証が必要とされることから、定量的な事業効果の測定ができる目標を設定すること